

広島県告示第七七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年九月九日までの間、縦覧に供する。

令和三年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下三永吉川線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
東広島市西条町下三永字諏訪九三七番三地从先から	東広島市西条町御園字俊山三六五六番地先まで	旧	六・四〇〇～ 六・〇〇〇	一、六三三・ 〇〇	
		新	一一・一〇〇 二八・六〇〇	一、六三三・ 〇〇	拡幅